

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・21年12月号



★強引な訪問販売に注意！・・・福岡市消費生活センター

(相談事例)

ある日、知らない業者が訪ねてきました。玄関を開けたところ、勝手に家の中まで上がり込み、100万円もする健康マットの説明を始めました。収入もないため何度も断ったのですが、話をはぐらかされ聞いてもらえません。3時間以上が経過し、帰ってほしい一心で契約書にサインしてしまいました。解約できないでしょうか。

(問題点)

訪問販売では、勧誘に先立って、業者名、販売の勧誘目的である旨、販売する商品の種類を告げる義務がありますが、この事例ではなされていませんでした。また、断ったのにしつこく勧誘したり長時間居座ったりする行為は「特定商取引法」で禁止されている不当勧誘（威迫・困惑）にあたります。

訪問販売は、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）できますが、この事例では、クーリング・オフ期間は過ぎていました。しかし、販売目的の隠匿と不当勧誘に加え、収入のない人に高額商品を勧めたことが「適合性の原則」に反することを主張し、解約することができました。

(アドバイス)

訪問販売業者の中には、強引で悪質な業者がいるようです。また、室内の点検などを口実に家に上がり込み、家人が目を離したスキに金品を盗む窃盗事件なども起きています。

知らない人を気安く家に上げるのはたいへん危険です。インターホン越しに話す、ドアを開ける際はドアチェーンをかけておく、などを心がけましょう。

勝手に家の中に入ってきたり、帰ってほしいと言ったのに帰らない場合などは警察に連絡しましょう。

★マンションの敷金は諦めないで交渉を！・・・飯塚市消費生活センター

(相談事例)

賃貸マンションを退去したところ、敷金が部屋の修理代で全額精算されており、返金されませんでした。さらに不足分の修理代も請求されています。あまりに高額なので納得いきませんが、契約書には借主である私が原状回復するように書いてあり、署名と印鑑を押しています。支払わなければならないでしょうか。

(事例処理)

借主には原状回復の義務がありますが、原状回復というのは全てを元通り新しくするという意味ではないことを説明しました。故意や過失でつけた傷等は借主が負担しなければなりません。例えば日焼けによる畳やクロスの変色など、通常生活により生じた損耗まで元通りにする必要はありません。また、契約書の内容に一方的に消費者に不利になる条項があれば、消費者契約法第10条により無効であると主張できます。国土交通省が出しているガイドラインを参考に、請求書の内容を見て交渉するよう助言しました。併せて、交渉がうまくいかない時は少額訴訟を利用する方法もあると説明しました。

(アドバイス)

賃貸マンションの原状回復をめぐるトラブルは多くみられます。トラブル防止のため、入居時にキズや汚れがないかしっかり確認すること、また退去時には管理人立ち会いのもとで修繕箇所があるかどうか確認し、念のため写真を撮っておきましょう。

困ったときは、
気軽にご相談
下さい



●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)

久留米市 0942-30-7700

飯塚市 0948-22-0857

宗像市 0940-33-5454

* 電話のかけ間違いにご注意下さい。